

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 4月20日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：28件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主復水器用蒸気式空気抽出器の第1段空気出口電動弁に開動作不良が認められたため、当該弁駆動部を点検・修理	D	
2	1号機	運転中の復水ポンプ（B）用入口圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を点検・修理及び圧力検出配管を点検・清掃	D	
3	1号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置用冷凍機（B）の冷却水入口側ドレン配管に腐食による水のにじみが認められたため、当該配管を点検・修理	D	
4	1号機	主タービンバイパス弁（1・2）が全閉であるにも係らず、中央操作室設置の当該弁開度指示計（3台）が7～8%開度を指示しているため、当該開度計及び開閉表示回路を点検・修理	対象外	5月18日再審議にてグレード変更 D → 対象外
5	1号機	原子炉主蒸気安全弁（A）にシートリークの可能性が認められたため、当該弁用温度記録計の指示値を継続監視	D	
6	1号機	原子炉格納容器内温度記録計において、逃し安全弁周囲温度の指示値不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
7	2号機	原子炉冷却材浄化系使用済樹脂沈降分離槽（A・B）用レベル記録計の点検において、作動応答時間に管理値外れが認められたため、当該記録計を交換	D	
8	2号機	主タービンリフトポンプ（7）用出口圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を点検・調整	D	
9	3号機	活性炭ホールドアップ装置建屋換気空調系給気ファンの出口温度スイッチの動作不良による出口温度低を示す警報の誤発生が認められたため、当該温度スイッチを点検・調整	D	
10	3号機	消火系消火ポンプの定例試験において、「ポンプ出口母管圧力低」の警報用圧力スイッチの動作不良または出口母管圧力計の指示値不良の可能性が認められたため、当該圧力計及びスイッチを点検・修理	D	
11	3号機	活性炭ホールドアップ装置計装用空気圧縮機（B）用気水分離器のドレントラップバイパス弁（2台）のうち、いずれかまたは両方にシートリークの可能性が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
12	3号機	活性炭ホールドアップ装置計装用空気除湿装置（A）用前置フィルタのドレントラップの開固着によるドレン配管からのエアリークが認められたため、当該ドレントラップを点検・修理	D	
13	3号機	定期事業者検査（原子炉保護系インターロック機能検査）において、検査員に対する周知記録（4月8日実施分）を4月14日に作成したにも係らず、「作成・承認日」を「周知実施日」である4月8日と記載していたため、「作成・承認日」を修正	D	
14	4号機	第2給水加熱器（B）レベル調整弁のグラウンド排水配管より水のリーク（1滴/秒程度）が認められたため、リーク量を継続監視	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	4号機	第2給水加熱器（A）レベル調整弁のグラウンド排水配管に水のにじみリークが認められたため、リーク量を継続監視	D	
16	4号機	所内ボイラ室所内蒸気戻り系配管の保温材より水のリーク（1滴/秒程度）が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
17	4号機	復水脱塩装置ドレンストレーナ入口配管及び陽イオン樹脂再生塔ベント配管の流況監視用覗き窓（2箇所）が汚れているため、当該流況監視用覗き窓を点検・清掃	対象外	
18	5号機	主復水器細管洗浄装置制御盤（C1、C2）用扉の窓ガラスにひびが認められたため、当該ガラスを交換	D	
19	5号機	5・6号機サービス建屋内汚染検査所設置の汚染検査用モニタ記録装置に「ハードディスクの保存容量超過」を示す警報が発生したことから、データのバックアップ操作を実施した際、途中で記録装置が停止した。その後、記録装置を再起動させ、画面切替操作等を実施すると再度、停止する事象が発生したため、対応検討。	D	
20	5号機	廃棄物処理系濃縮廃液移送ポンプ出口空気駆動弁に動作不良（閉動作緩慢）が認められたため、当該弁駆動部のリミットスイッチを点検・修理	D	
21	5号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器入口の導電率計用サンプリング配管元弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
22	5号機	サプレッションプール水移送配管トレンチ用コンクリートハッチのシール部より雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
23	5号機	取水設備スクリーン前後の海水面の水位差指示計に指示値不良が認められたため、当該水位差計を点検・修理	D	
24	6号機	原子炉格納容器雰囲気モニタ系事故後気体サンプリング装置入口及び出口用電磁弁（4台）の点検において、電線の絶縁被覆劣化・収縮による芯線の露出が認められたため、当該部を修理	D	
25	6号機	主蒸気隔離弁漏えい検査装置の点検において、同装置内部の弁（1台）の本体フランジ部にエアリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
26	6号機	原子炉隔離時冷却系ポンプ駆動用タービンの点検において、新規に製作した交換予定部品の取付穴の位置が既設の取付位置と合致しないため、対応検討	D	
27	6号機	消火栓（タービン建屋1階北東側に設置）の赤ランプカバーが破損・脱落しているため、当該カバーを交換	D	
28	6号機	原子炉格納容器内1階の原子炉圧力容器下部入口付近において、当該場所上部に仮置きされていたビニール袋の損傷部より流出したと推定される水溜り（約0.9リットル、汚染なし）が認められたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで